

昭和村分校誌から
昭和村ボランティアガイドの会

理事 堤 義樹

かつて、昭和村には五つの分校があった。東小学校には貝野瀬分校と生越分校があり、南小学校には永井分校と赤城分校があった。もう一つは長者久保分校（後に赤城分校と改称）である。長者久保分校は東小学校の分校だったが、児童数の増加により本校から独立することになり、昭和三五年に大河原小学校として歩むことになる。



赤城分校廃校記念(昭和43年)

移動手段が歩くことしかない時代、本校から離れた地域では、低学年の子どもたちのために分校(分教場)がつけられた。昭和二〇年代から三〇年代は子どもが多く、分校は地域の子どもたちの

の教育を担った。昭和四〇年代になると、交通手段の発達と児童数の減少の中で、分校は次第に姿を消していった。本村の五つの分校はそれぞれに成り立ちや経緯は異なるが、分校は地域の子どもたちの教育を担い、住民をつなげ支えるものとして大きな役割を果たしてきた。

最後の永井分校が昭和五二年に廃校となったことから、五校の分校の記録を資料として編纂することが計画された。分校の状況を知る多くの方々のご尽力で、昭和六一年三月に「昭和村分校誌」が発刊された。当時の加藤善一郎村長は「分校は、その地域の古い伝統と歴史の中で育まれた学校で地域住民の心のよりどころであり、シンボルでもありました。故に学校行事は地域ぐるみで行われていました」と発刊に際して述べている。地域は物心の両面で分校を支えた。

分校が存在した時代は生活が厳しく、教育環境も十分ではなかった。しかし、記念誌に残る子ども、保護者、教員の記述からは、分校での学校生活が輝いていたことが感じられる。分校は地域の人々に心の故郷を育む役割を果たしていた。

資料 昭和村分校誌



地域包括支援センターだより

地域包括支援センターの職員を紹介します

地域包括支援センターは、4月1日から昭和村社会福祉協議会に移転しました。新体制となったセンターの職員を紹介します。

- ・地域包括支援センター長 倉澤 典子
- ・介護支援専門員 池内 直美
- ・社会福祉士 林 学
- ・保健師 後藤 碧

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の皆さんを、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支えるところです。いろいろな心配ごとや悩みごとなど、お気軽にご相談ください。

- ▶連絡先 ☎0278-20-1126
- ▶開所日 月曜日～金曜日(国民の祝日と12月29日から1月3日までを除く)
- ▶受付時間 午前8時15分～午後5時15分



問合せ 村地域包括支援センター ☎20-1126

村税の期限内納付にご協力ください

▶ 問合せ 税務課 ☎ 24-5111 (内線121・122)

村税は私たちの生活を支える大切な財源です

村民の皆さんが納付している村税^(※)は、私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。福祉や保険といった社会保障、教育、道路整備、ごみ処理など、様々な事業に使われており、生活を支えるうえで非常に大切な財源です。

この村税を滞納することは、納期内に納税している多くの方との公平性を欠くこととなります。また、滞納者の皆さんに不利益であることはもちろん、督促状の発送など滞納整理に多額の費用がかかり、村にとっても大きな損失となります。納期内の納付にご協力をお願いします。

※各村税の納期限一覧表を、4月に全戸に配布させていただきました。また、「広報しょうわ」でも各月の納期限を掲載していますので、ご確認ください。

納税が困難な人は、一人で悩まず 放置せずに早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などの事情により納期ごとの村税の納付が困難な場合、または一括納付が難しい場合には分割納付に応じることもできます。まずは、一人で悩まず、放置せずに納税相談にお越しいただき、納付できない理由をお聞かせください。



公平性の観点から、村税の滞納処分を強化しています

村では、納税者に自主的に納税していただくため督促状を発送するほか、文書や電話などで納税の催告を行います。それでも納税されない場合には、大切な村税を確保するため、財産調査を行った上で、差押えや公売などを行い、滞納村税に充当します。

◆滞納処分とは

村が滞納者の財産を差押えすることです。支払能力があるにも関わらず、遊興費や住宅ローンの返済などを優先し、納税いただけない人などが対象となります。

法律では「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」は「財産を差押えなければならない」と決められています。

◆滞納処分(財産差押)の対象となる財産

債権…預貯金、給与、年金、生命保険、所得税還付金、売掛金、賃料など

不動産…土地、建物

無体財産権…出資金(信用組合、農業協同組合など)

動産…絵画、自動車、バイクなど

◆延滞金について

延滞金は、納期内納付している大多数の人との公平性から課されるもので、納期限までに完納されないときは、その翌日から完納の日までの日数に応じ令和4年中は年8.7%(納期限日の翌日から1ヶ月の期間は2.4%)で計算され徴収します。

◎滞納処分までの流れ

